

鹿児島市竹林整備支援事業について

鹿児島市では、侵入竹林の伐採、荒廃竹林の再生及びタケノコ園の改良を支援し、人工林や竹林の適切な管理、竹材の活用を図るため、市内で伐採した竹を竹加工業者に搬出される方を対象とした補助制度を設けています。

補助対象者

・市内で竹材を買い取り、竹チップ等の製造販売を行う事業者

※補助金は、上記のチップ工場等を介して、竹の伐採者に支払う間接補助となります。

補助額

・対象取引重量1キログラムあたり6.0円を乗じて得た額

補助金を受け取るのに必要な書類

- ・対象取引の明細一覧表
(住所・氏名・重量・単価・金額等が記載された書類)
- ・対象取引を証明する個別精算伝票(写)
- ・単価上乘せを確認できる書類

※補助金の申請は、対象となる竹材等を買取った翌月の初日から10日以内に行っていただく必要があります。(2月買取分は3月3日までに申請)
また、3月に買取った竹材は補助の対象となりませんのでご注意ください。

【竹林整備支援事業イメージ】

